



宇城市的奨学金制度

宇城市奨学金 |



令和7年12月24日改訂版

1 貸付対象者（次のすべてに該当する方）

| 入学支度金 | 定期奨学金 |
|--|--|
| (1) 宇城市に居住する人の被扶養者 | (1) 宇城市に居住する人の被扶養者 |
| (2) 学校教育法に規定する学校等に入学することが確実であると見込まれる方 | (2) 学校教育法に規定する学校等に在籍している方 |
| (3) 経済的理由により修学が困難であると認められる方、又は、家計急変の事由が生じたことによる経済的困難が継続すると見込まれる方 | (3) 経済的理由により修学が困難であると認められる方、又は、家計急変の事由が生じたことによる経済的困難が継続すると見込まれる方 |

2 貸付額

| 区分 | 入学支度金 | 定期奨学金 |
|--------------------------|----------|---------------------------|
| 高等学校、専修学校の高等課程 高等専門学校 | 200,000円 | 月額20,000円 |
| 短期大学、専修学校の専門課程 | | 月額25,000円 |
| 大学 | 400,000円 | 月額30,000円 又は 月額50,000円 |

3 貸付手続

(1) 申請期間 ※土日祝を除きます。

※予算の範囲内で選考するため、前期で受付終了となる場合があります。

| 入学支度金 | 定期奨学金 |
|---|--|
| 11月1日～1月31日 前期 11月1日～12月28日 後期 1月4日～1月31日 | 4月1日～5月31日 前期 4月1日～4月30日 後期 5月1日～5月31日 |
| | ※家計急変の事由が生じたことによる経済的困難が継続すると見込まれる方については、隨時 |

(2) 提出書類 ※家計急変の提出書類は事由で異なります。教育総務課総務係にお尋ねください。

| 入学支度金 | 定期奨学金 |
|------------------------------------|------------------------------------|
| ア 奨学金申請書 | ア 奨学金申請書 |
| イ 生計を一にする世帯員全員の住民票 (続柄の入ったもの) | イ 生計を一にする世帯員全員の住民票 (続柄の入ったもの) |
| ウ 生計を一にする世帯員全員の所得証明書 (中学生以下を除く) | ウ 生計を一にする世帯員全員の所得証明書 (中学生以下を除く) |
| エ 入学決定を証明する書類（合格通知書等） ※後日で可 | エ 在学証明書（発行日が4月1日以降のもの） |
| オ 在学証明書（発行日が4月1日以降のもの） ※入学後に提出 | |

(3) 提出先 宇城市教育委員会 教育総務課（宇城市役所本庁3階33番窓口）

(4) 選考方法 日本学生支援機構の第一種奨学生の基準により算定した額に1.3を乗じて判定し、宇城市教育委員会で審査の上、選考します。

(5) 結果通知 次の時期に文書で通知します。

| 入学支度金 | 定期奨学金 |
|---|---|
| 1月下旬～3月上旬 前期 1月下旬～2月上旬 後期 2月中旬～3月上旬 | 5月下旬～7月上旬 前期 5月下旬～6月上旬 後期 6月中旬～7月上旬 |
| | |
| | |

(6) 貸付予定 次の時期に、指定の口座に振り込みます。

| 入学支度金 | 定期奨学金 |
|--------------------------------------|--|
| 2月下旬～3月下旬 前期 2月下旬～3月上旬 後期 3月下旬 | 4月～7月分…5月 ※新規申請分の前期は6月、後期は7月 8月～11月分…8月 12月～3月分…12月 |
| | |
| | |

4 返還

貸付終了時に決める返還計画(月賦・半年賦・年賦、金額)に基づき、卒業1年後から返還が始まります。
奨学生本人宛に送付する納付書(コンビニ利用可)で返還してください。

口座振替(金融機関届出要)も利用できます。

住所・氏名等を変更した場合は「異動届」、進学等で返還猶予を希望する場合は「返還猶予申請書」を提出してください。

| 区分 | 返還期間 | 入学支度金 | 定期奨学金 |
|------------------------|------|-------|---|
| 高等学校及び専修学校の高等課程・高等専門学校 | 2年 | |  貸付期間の2倍 |
| 短期大学及び専修学校の専門課程・大学 | 4年 | | |

 定期奨学金の返還期間が変更になりました（返還中の奨学生は対象になりません）。

例えば、正規の修学年数が4年間の専修学校の専門課程に進学し、1年次から4年間貸付を受けた場合は8年間で、2年次から3年間貸付を受けた場合は6年間で返還します。

※返還例（いずれも月賦を選択した場合）

高等学校 令和9年4月～令和12年3月在学の例

(1) 入学支度金 貸与総額200,000円

返還期間 令和13年4月～令和15年3月

返還額 8,400円×23か月+6,800円×1か月



(2) 定期奨学金 貸与月額20,000円×12か月×3年=貸与総額720,000円

返還期間 令和12年4月～令和18年3月

返還額 10,000円×72か月

4年制大学 令和9年4月～令和13年3月在学の例

(1) 入学支度金 貸与総額400,000円

返還期間 令和14年4月～令和18年3月

返還額 8,400円×47か月+5,200円×1か月

(2) 定期奨学金 貸与月額50,000円×12か月×4年=貸与総額2,400,000円

返還期間 令和14年4月～令和22年3月

返還額 25,000円×96か月

宇城市教育委員会 教育総務課 総務係

〒869-0592 宇城市松橋町大野85番地 (宇城市役所本庁3階33番窓口)

電話 0964-32-1907 FAX 0964-32-1137